中小企業信用保険法第2条第5項第2号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

次の(1)(2)(3)(4)いずれかに該当する鷹栖町内の中小企業者(法人の場合は「本店登 記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」 が必要です。)

- (1)国の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者と直接取引を行ってお り、当該事業者に対する取引依存度が 20%以上で、当該事業活動の制限を受けた 後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みであること。
- (2)国の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者と間接的な取引を行っ ており、当該事業者に対する取引依存度が 20%以上で、当該事業活動の制限を受 けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上(※)の見込みである こと。
- (3)国の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者の近隣に事業所を有し ており、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナ ス 20%以上(※)の見込みであること。
- (4)国の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者が金融機関である場合、 適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、 (金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割 合が 20%以上である者に限る)金融取引の正常化を図るため、当該金融機関から の借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること。
 - ※平成14年3月よりマイナス10%以上に緩和中

2 認定申請手続きについて

(1)中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書(様式第2-①-イ・ロ・ハまたは様式第2-②) に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書 類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印 をお持ちください。

※提出書類

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書 対象の申請書 中小企業信用保険法第2条第5項第2号ロの規定による認定申請書 2通 中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書 中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書(②)
- ②現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)1通
- ③直近の決算書(法人)、確定申告書(個人事業者)の写し 2期分
- ④許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合)
- ⑤先月、当該月、翌月及び前年同期の各月売上高の実績と見込み額が確認できる 資料(試算表、総勘定元帳、売上帳など)の写し 各1通(2期分)
 - ※見込み額については軽易な表を作成すること
 - ※資料には、住所、商号、代表者名(個人事業にあっては個人名)を記載のう え、代表者印を押印のこと
- ⑥先月、当該月、翌月及び前年同期の指定事業者と直接取引した各月売上高の実 績と見込み額が確認できる資料 各1通
- (2)①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残 りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、 後日交付になる場合があります。

(3)認定書は、有効期間内(30日間)に信用保証協会に提出してください。

【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地; 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電 話; 0166-74-3582 (内線 252·257) FAX; 0166-87-2850

	中小企業信用作	保険法第2条	第 5 項第 2	号		
	イの規定によ	る認定申請書	À			
				令和	年 月	日
鷹栖町長 谷	寿 男 殿					
		申請者				
		住所				
		<u>氏 名</u>				<u> </u>
利は、		が、合和	年 月	日から)	(注 1)
					企業信用?	床陕伍
第2条第5	イの規定に基づい		よりお願い	します。		
		記				
) = .l.		←		0//	(D)
A: 年 月	日から	年 月	日までの			に対
する取引額等						円
B:上記期間中の	全取引額等					円
2 売上高等						
(イ) 最近1か月間	引の声上喜笑		減力	小	0/0	(宝績)
			<u>1/50, 2</u>	<i>></i> +	/0	
<u>L</u>	$\frac{5-c}{c}$ × 1 0 0)				
C:事業活動の制	限を受けた後最近	近1か月間の	売上高等			<u>円</u>
D:Cの期間に対	応する前年1か	月間の売上高	等			<u>円</u>
(ロ) (イ) の期間	も含めた今後3;	か月間の売上	高等 減少	少率	%(実績	賃見込み)
<u> </u>		× 1 0	O			
日・Cの期間後9	2 . 1	去 L 古				Ш
			<u></u> → <i>k</i> /s	-		
					明绌」学な	
					闭頭」守を	八和る。
(留意事項)	C	, ,,,,,,	, , , , ,			
				に金融機	関又は信用	保証協会
に対して、経呂女足渕	建体証の中心みを	11 フェ こか必	安くり。			
令和 年	月 日			鷹商第		号
申請のとおり、	相違ないことを記	認定します。				
			日から令和	年 月	日まで	
,, , , ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,			- , , , ,	, , ,	· · · · · ·	
		に対する取引依存度				

		言用保険法			第2号				
	ロの規定し	こよる認力	三甲請書		^	T	F	н	н
唯 岳 田 巨	寿男	品几			行	和	年	月	Ħ
鷹栖町長谷	<i>对 为</i>	殿	申請者						
			住 所						
			<u>氏 名</u>						<u> </u>
私は、		が、		年	月	日から	O		(注 1)
<u></u> を行っていることによ									
て売上高等の減少が生									
企業信用保険法第2条			-					•	
			記						
1		に対する	形 己 <i>法</i> 才	安安			0	/ (A	/ p)
									
A: 年 月 日 する取引額等	かり	十 月	ржС	<u> </u>				(_	
9 の取り領寺 B:上記期間中の全	15								
D . 工記規則中以主	.取り領守								<u> </u>
2 売上高等									
(イ)最近1か月間の	の売上高等	<u>.</u>			減少	率		% (実績)
					<u> </u>	1		70 (2 <u> </u>
	<u>- C</u> × 1	0 0							
C:事業活動の制限			3月間の	売上高等	等				Д
D: Cの期間に対応					·, <u> </u>				
D . C .> /y/ A (= /\)/ / E	, 611.0	T W 23 INC.	,) u == (A)	.,					1.7
(ロ)(イ)の期間で	も含めた今	・後3か月	間の売_	上高等	減少	率	%	(実績	見込)
(D + I)	F) - (C	+ E)	× 1 0 (0					
	D + F		× 1 0 ·	O					C C C C C C C C C C
E: Cの期間後2か	月間の見え	込み売上高	高等						P (注) つ中す / 関 (実 月 見 円 れ 証
F:Eの期間に対応	する前年の	の2か月間	間の売上	高等					円
※1:(注1)には、経済産							閉鎖」	等を入	れる。
2:2の(ロ)の見込る (留意事項)	か 元 上 高 等	には、美績	を記入る	すること	かでさ	る。			
① 本認定とは別に、金融									
② 市町村長又は特別区長 に対して、経営安定関連					間内に	金融機	関又は	信用保	:証協会
に対して、配音女だ肉生		30% G 11 7 V		女()。					
令和 年 月	日				,	鷹商第	ĵ		号
申請のとおり、相	造わいる	した初宁)	七十						
(注)本認定書の				日からく	合和 :	年 日	ΗΞ	‡で	
	11 /24 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	• 14 JH	71	H W D	14 J.H.	1 /1	НС		
				鷹栖町長	₹ /	谷	寿 男	A	

,,, ,,,,						
	中小企業信用保険	法第2条第5項	頁第2号			
	ハの規定による認	以定申請書				
			令和	年	月 日	
海上下叶 	→ □ □		山 小山	+	Д Ц	
鷹栖町長 谷	寿 男 殿					
		申請者				
		住 所				
		氏 名			印	
					_	
私は、	が、	平成 年	月 日カ	3 Å	(注 1)	
を行っていることによ						
定に支障が生じており						
基づき認定されるよう		未旧川水灰仏东	7 2 * * * 7 0 * 9	. /17		
本 20 mたられるよう	心原でしょり。	≛ ⊓				
		記				
1 事業開始年月日		_	年	<u>. 月</u>	日	
2 売上高等						
(イ) 最近1か月間(の売上高等		減小率		%(実績)	
			<u> </u>		/0 (入順/	•
	<u>A</u> × 1 0 0					
, and the second						
A:事業活動の制限	を受けた後最近1	か月間の売上高	5等		円	
B:Aの期間に対応	(する前年1か月間]の売上高等			円	
(ロ) (イ) の期間で	も含めた今後3か	月間の売上高等	減少率	% ((実績見込)	
			<u> </u>	, ,	(24)2(22)	
(D 1	$\frac{D - (A + C)}{B + D}$	- × 1 0 0				
C:Aの期間後2か					<u>円</u>	
D:Cの期間に対応	する前年の2か月	間の売上高等			円_	
※1:(注1)には、経済産業				舗の閉鎖」	等を入れる。	
2:2の(ロ)の見込み	・売上高等には、実績	を記入することが	できる。			
(留意事項) の 大羽会しは叫び 会財	・	カ人)ァトァム耐し	の宝木がもり	++		
① 本認定とは別に、金融② 市町村長又は特別区長					全田伊証协名	_
② 川町州長久は特別区長 に対して、経営安定関連				機関又は旧	百用 休 証 肠 ュ	ヹ
に対して、配音女に民産	:)ことが必安 (す	0			
令和 年 月	日		鷹商	笙	号	
14 T 71	H		\ #\$ [□]	∕ 1√	,,	
hat a laba te	()生み()、~ 1 ユ == エ	* 1				
	違ないことを認定	· -	A			
(注) 本認定書の	有効期間:令和	年 月 日から	令和 年	月日ま	で	
		鷹栖町	·長 谷	寿 男		

					令和	年	月	日
鷹栖町長	谷	寿 男 展	л Z					
			申請者	<u>z.</u>				
			<u>住</u>	<u>Í</u>				
			氏 名	7				印
		金融取引の正		•				
		び必要となって			と業信用保険	注第2	条第 5	項第
号イの規	定に基づき	き認定されるよ	こうお願いしる	ます。				
			記					
金融機	関からの約	総借入金残高 <i>の</i>)うち、		から	の借入		
							% (<i>I</i>	1/
A:	年 月	ПЛ		<i>ት</i> ነ ስ	の供える母	计		
A .	中 月	μ •//		//3 1/2	7年八並分	(同		円
B:	年 月	日の金融機	終悶からの終ん	些 7. 全 庭	 直			11
Б.	—)1	口。入不以次		日ノマユン	₹ [⊟]			円
					-			11

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和 年 月 日

鷹商第

号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

鷹栖町長 谷 寿 男 ⑩